

米国訴訟における第三者証拠開示請求手続と対応について

吉 田 直 樹*

抄 録 近年のビジネスのグローバル化に伴い、米国民事訴訟において、訴訟当事者でないにも関わらず、当事者同様の証拠開示請求を受けることは珍しくなくなった。米国民事訴訟においては、第三者からの証拠開示請求方法として召喚令状（Subpoenas）、ハーグ証拠条約による証拠開示手続（Hague Evidence Convention）や囑託書（Letters Rogatory）等が考えられる。日本企業としては、これらの開示請求はいかなるものなのかについての理解、またこれらの開示請求を受けた際の対応方法についての検討が必要である。日本企業にも第三者からの証拠開示請求方法を熟知した上で、ビジネス目的に合った対応戦略を立てることが期待される。また、開示請求を受ける第三者としての立場のみならず、自らが米国訴訟当事者となっている場合においても、これらの証拠開示請求方法を訴訟戦略の一部として活用されることを期待したい。

目 次

1. はじめに
2. 第三者からの証拠開示方法
 2. 1 召喚令状（Subpoenas）
 2. 2 外国企業からの証拠開示
3. おわりに

1. はじめに

日本では多くの商業活動がグローバル化している。輸出入関連産業は日本経済の大きな支えであり、多くの日本企業が海外現地法人を設けるなどして海外でビジネス展開している。海外進出をする企業は今後も増え続けるであろう。このようなグローバル化の動きは日本企業に限ったことではなく、新興国と呼ばれる国でもグローバル化が急速に進んでいる。そのような動きに伴い、米国においても、日本企業など外国企業を事件当事者とした訴訟が頻発している。特許訴訟はその典型的な例である。近年、米国企業のみならず米国特許権を保有する外国企業

がその権利を行使すべく日本企業を特許侵害で提訴し、証拠開示を求めてくるケースは後を絶たない。米国訴訟において証拠開示手続きは広範囲に及ぶものであり、訴訟の当事者である企業にとり、それが大きな負担となることはよく知られている。米国訴訟では、どちらかの当事者、或いはその当事者の関連会社などが外国企業である場合、その外国企業が米国外で所有、保護下においている書類や情報を証拠開示請求することは、当たり前になっている。仮にそれらの書類や情報が製品技術などやその他の重要証拠であれば、自らの主張を立証するために必須な証拠となり、証拠開示請求を必ず求めることになる。

特許侵害訴訟において、外国企業が訴訟の事件当事者であり、米国裁判所がその企業に対して管轄権を有している場合には、証拠開示手続きは、米国連邦民事訴訟規則であるFederal

* Finnegan, Henderson, Farabow, Garrett & Dunner, L.L.P. 米国弁護士 Naoki YOSHIDA

Rules of Civil Procedureに従って行われる。これは事件当事者が外国企業であろうと、米国企業であろうと変わりはない。しかしその外国企業が訴訟事件の当事者でない場合は、どうであろうか。

一般に、米国では特許侵害訴訟を含む民事訴訟において、訴訟当事者のみならず、第三者からも証拠開示を行うことのできる方法を設けている。しかし、証拠開示を求める第三者が外国に存在する外国企業である場合、手続きはより複雑となる。そのような証拠開示が複雑な手続きであるにもかかわらず、第三者からの証拠開示が自らの主張を立証するのに必須あるいは重要である場合が多々あるため、米国訴訟に精通している弁護士はこれらの手続きを有効活用して、重要証拠入手のためにあらゆる手段を講じてくる。これらのターゲットとなる可能性のある日本企業にも、そのような要求に対してどのように対応すべきか考えておく必要がある。本稿では、そのような第三者からの証拠開示方法にはどのようなものがあるか、またその対応時の留意点について解説する。

2. 第三者からの証拠開示方法

2.1 召喚令状 (Subpoenas)

(1) 米国連邦民事訴訟規則第45条

米国では訴訟当事者ではない第三者へ証拠開示を求める方法を幾つか設けている。米国特許訴訟など、連邦裁判所で扱われる民事訴訟案件における訴訟手続のルールは、米国連邦民事訴訟規則に規定されている。米国連邦民事訴訟規則の下、米国では様々な証拠開示の方法が設けられている。例えば、第30条では証人による証言を求める証言録取 (Deposition) を証拠開示方法として設けており¹⁾、第33条では、Interrogatoriesと呼ばれる質問状を訴訟相手に送り、その返答を請求する開示手段を設けてい

る²⁾。また、第34条においては、訴訟当事者の主張や抗弁に関係して、相手当事者が所有、保護、或いは管理している書類や情報の開示を請求することができる³⁾。これらの証拠開示方法とは別に、第三者からの証拠開示方法として、米国連邦民事訴訟規則は第45条において召喚令状 (Subpoenas) の手続きを設けている。以下記載する第45条(a)(1)(A)項では召喚令状の条件を設けており、その条件を満たした上で、第三者へ証言録取や書類開示の請求を認めている。

Every subpoena must:

- (i) state the court from which it issued;
- (ii) state the title of the action, the court in which it is pending, and its civil-action number;
- (iii) command each person to whom it is directed to do the following at a specified time and place: attend and testify; produce designated documents, electronically stored information, or tangible things in that person's possession, custody, or control; or permit the inspection of premises; and
- (iv) set out the text of Rule 45(c) and (d).⁴⁾

召喚令状は、強制力を有した証拠開示手段であり、召喚令状による証拠開示請求を無視すれば、法廷侮辱とみなされることになる⁵⁾。

それゆえ、第三者に対する証拠開示請求の殆どの場合が、強制執行力の伴った米国連邦民事訴訟規則第45条での召喚令状により行われることになる。

また、一般に、召喚令状による第三者への開示請求から生ずる開示義務の範囲は、請求相手が訴訟当事者である場合のそれと変わらない。つまり、訴訟当事者に対する開示請求と同様、召喚令状を用いた第三者に対する証拠開示請

求の場合も、米国連邦民事訴訟規則第26条(b)項で認められている「証拠能力のある証拠の開示に導かれると合理的に考えられる」ような関連情報⁶⁾が開示の対象となる。開示請求を受ける立場から言えば、開示請求されている書類や情報が、「証拠能力のある証拠の開示に導かれると合理的に考えられる」ような関連する情報であり、秘匿特権情報ではないなど、米国連邦民事訴訟規則第26条(b)項の条件が満たされている場合には、その情報を請求者に開示する必要がある。

そして、召喚令状により開示請求をする側も、召喚令状を受ける側に過度の負担や費用がかからないように合理的な配慮に努めなくてはならない⁷⁾。

召喚令状により開示を求める証拠には、米国連邦民事訴訟規則第34条で請求できる関連書類や情報の開示や、米国連邦民事訴訟規則第30条で認められている証言録取が例としてある。関連書類や情報の開示を求める召喚令状は、時に Subpoena duces tecum と呼ばれ、証言録取を求める召喚令状は Subpoena ad testificandum と呼ばれることがある。いずれにせよ、どの証拠開示を求めているかは、召喚令状に明確に記載しておく必要がある。

(2) 召喚令状の管轄

召喚令状を用いて第三者より証拠開示を得るにはひとつ重要な条件がある。それは管轄である。召喚令状は、それを受け取る第三者に管轄権のある裁判所より発行、行使されなくてはならない。米国連邦民事訴訟規則第45条(a)(2)項では、召喚令状の発行を以下の裁判所と規定している：

(A) 法廷や審理証人の場合、その法廷や審理を司る裁判所；

(B) 証言録取の場合、証言録取を行う地区の裁判所；

(C) 書類開示や監査の場合、開示や監査が行われる地区の裁判所⁸⁾。

そして、それぞれの裁判所の書記官より召喚令状が発行される。したがって、召喚令状を発行する裁判所は第三者の居住地など、第三者に管轄権のある裁判所であり、当該訴訟事件を担当している裁判所とは異なるかもしれない。

次に、裁判所より発行された召喚令状を、証拠開示を開示請求する第三者へ送達する必要がある。この送達にも、米国連邦民事訴訟規則第45条(b)(2)項において、以下の条件が定められている：

(A) 召喚令状を発行した裁判所の地区内；

(B) 発行裁判所の地区外の場合、法廷、審理、証言録取や書類開示を求めている場所より100マイル以内；

(C) 法廷、審理、証言録取や書類開示を求めている場所の州裁判所が発行する召喚令状の送達を州法が許可している場合、発行裁判所の州内；もしくは

(D) 連邦法の下、裁判所が正当な理由により許可できる場合⁹⁾。

つまり、召喚令状の発行を裁判所に求める際は、先ず、開示請求先の第三者が何処に存在しているか確認し、第三者に管轄を有した裁判所に召喚令状の発行の申立をする必要がある。そして、裁判所より発行された召喚令状を、米国連邦民事訴訟規則第45条(b)項に従い送達する必要がある。

しかし、上記に説明した召喚令状の手続きは第三者が米国内に存在する場合であり、米国外に存在し米国内に全く管轄を有しない外国企業は召喚令状の対象とはならない。よって、米国連邦民事訴訟規則第45条による召喚令状を用いて、全く米国に管轄のない日本企業や個人に対して第三者証拠開示を求めることはできないのである。結果として、米国内に存在のない日本企業が関わる召喚令状の多くのケースは、米国

にある現地法人に召喚令状が送達される場合であろう。召喚令状を米国に管轄のない第三者である日本企業に直接用いることは出来ないが、そのような企業に対しても、証拠の開示を直接求める方法が全くないわけではない。その方法については第2. 2節で述べることにする。

(3) 召喚令状の手続とその対応

召喚令状の基本的な手続およびその対応について、特許侵害訴訟などに用いられる一般例を基に、ここに解説する。

米国特許訴訟において、訴訟当事者ではない第三者から証拠を入手したい場合が頻繁に発生する。訴訟当事者である特許権者や被疑侵害者は訴訟当事者である相手方から入手することができないが、自らの主張を立証するためには必要不可欠な証拠があるかもしれない。例えば、訴訟当事者である被疑侵害者が被疑侵害製品を生産しておらず販売のみしている会社であり、被疑侵害製品に関する技術的情報を保有していない場合がある。また、被疑侵害者がソフトウェアや半導体チップなど製品の重要な部分のデザインや製造を別の会社に委託しており、それらについての情報を保有しておらず、被疑侵害者からは入手できないこともある。場合によっては、損害賠償額を算定する際に重要となりうる他社とのライセンス交渉の経過に関する情報や書類を訴訟当事者から入手できない場合もあるかもしれない。そのようなケースにおいては訴訟当事者ではない第三者に証拠開示を求めるほかない。

第三者から証拠開示を求める場合、訴訟当事者に対する証拠開示と同様、先ず、どのような証拠の開示を得たいのか検討する必要がある。一般に、第三者が保有している可能性のある書類や情報、関連情報や知識を持っている者への証言録取などが考えられる。そして、米国連邦民事訴訟規則第45条で定められている形式に従

い、どのような証拠開示を求めるのか明確に記載し、召喚令状に必要なその他の情報を記入した後に、請求人である代理人弁護士が召喚令状にサインする。通常、召喚令状には米国連邦民事訴訟規則第34条による関連書類や情報の開示や、米国連邦民事訴訟規則第30条による証言録取通知（Notice of Deposition）のような書面が添付される。先にも述べたとおり、召喚令状は米国に管轄のある第三者が対象となるので、第三者の居住地などを把握した上で、第三者に対して管轄を有する米国連邦地方裁判所に準備した召喚令状の発行を求めることになる。筆者の経験では、裁判所は召喚令状発行申立がなされた際には、特別な理由のない限り、迅速に召喚令状を発行する。多くの場合は一週間以内には発行されるであろう。裁判所書記官がサインし発行された召喚令状は、その後代理人弁護士より第三者に、米国連邦民事訴訟規則第45条(b)項の規定に従って送達される。

近年、多くの特許侵害訴訟を抱える米国国際貿易委員会（United State International Trade Commission）では、Application for Issuance of Subpoenaと題する書面を用いて、事件を担当する行政判事に召喚令状の発行の申請手続きを行う¹⁰⁾。書類や情報開示を求める際には、この申請書に可能な限り明確に開示対象となる書類、そしてその書類の関連性、及び開示請求範囲の合理性について述べなくてはならない¹¹⁾。

召喚令状を受理した第三者には、大きく分けて二つの対応方法が考えられる。一つは召喚令状に従い、要求されている開示を行うこと。もう一つは召喚令状の破棄または修正の申立をすることである。前者の場合には、召喚令状を受理した第三者は、不服または不明確等の開示請求について異議等申立はするものの、基本的には求められている証拠開示に応じることになる。よって、関連書類や情報の開示を求められている場合は、対象となる書類や情報の収集を

行い請求者にそれを開示する。証言録取を求められている場合は、請求者側と時間や場所を調整した上で証言録取に応じることになる。後者の場合は、召喚令状の破棄または修正を求め Motion to Quash または Modify the Subpoena と呼ばれる申立手続をすることになる。米国連邦民事訴訟規則第45条(c)(3)項では、召喚令状がそれに応じるに合理的と考えられる時間を与えていない場合や召喚令状が過度の負担を強いものである場合などの際には、裁判所が召喚令状の破棄や修正を行うことを定めている¹²⁾。また、召喚令状がトレードシークレットなどの機密情報の開示を必要とする場合、裁判所の裁量により召喚令状の破棄や修正を可能にしている。それゆえ召喚令状を受理した場合に米国連邦民事訴訟規則第45条(c)(3)項にある理由により召喚令状の破棄や修正を求める場合は、迅速に裁判所にその申立を行う必要がある。

(4) 召喚令状に関する戦略

召喚令状を請求する場合とそれを受理した場合、どのような戦略を考える必要があるのだろうか。

召喚令状を用いて第三者へ証拠開示を求めることは、強制力はあるものの、その手続の複雑さや費やされる時間ゆえに困難を極めることもある。したがって、召喚令状を請求する側はこのような困難を可能な限り避ける努力をする必要がある。出来るだけ訴訟初期段階、可能であれば訴訟提起前の時点で、第三者からの証拠開示が必要となるか把握しておき、それをどのように達成するかの策を考えておくべきである。訴訟提起前または初期段階であれば、第三者からの証拠が必須であり入手が困難であるとの結論に達した場合には、その第三者を訴訟当事者にすることも検討できる。第三者から証拠入手を考えている場合、召喚令状の請求をする前に、まず相手にコンタクトを取り、召喚令状を

用いることなく証拠開示に応じてもらえるか尋ねてみるべきである。召喚令状無くして第三者に証拠開示に応じてもらうことができれば、確実に時間短縮や費用削減になる。一般に、第三者、またその第三者に代理人がいる場合にはその代理人に連絡を取り、証拠開示に応じてもらえるかを問い合わせることから始める。その際に、書類や情報開示に掛かる費用の負担を申し出るなど相手が証拠開示に応じ易い条件を提示することも考えるべきである。また、開示対象となる書類が膨大な場合、対象書類を限定することを条件に、召喚令状無しでの開示に応じるよう交渉できるかもしれない。また、召喚令状の管轄があるものは、仮に拒否をしても召喚令状により証拠開示に応じなくてはならないため、そのことを相手に伝え、プレッシャーをかけることも可能かもしれない。このように、まずは召喚令状を用いることなく、証拠開示に応じてもらう方法を模索すべきである。そして、召喚令状は第三者から証拠を入手するための最後の手段と考えるべきである。

第三者として証拠開示請求を受ける立場であれば、訴訟当事者から証拠開示を求められた際には、それに応じてビジネス上の利益があるか考える必要がある。例えば、そのような要請が自らの製品を購入している顧客であれば、可能な限り協力するほうがビジネス上得策かもしれない。また、この段階であれば、開示請求相手に証拠開示に掛かる費用を負担させることもありうる。また、証拠開示要請を拒んだとしても、召喚令状により結局証拠開示に応じなくてはならないのであれば、交渉の余地があるうちに要請に応じることも良策かもしれない。先にも述べたが、米国に存在のない日本企業は召喚令状に必要な管轄を有していないために召喚令状による強制証拠開示の心配はない。しかしながら、米国現地法人などを介しその証拠の開示を求められる可能性についても考えて

おく必要がある。書類開示や証言録取は、請求者からの費用負担があったとしても、それに応じるにはそれなりの労力や時間が必要であるため、なかなか応じるのが難しいこともある。ビジネス上やその他のメリットもなく、その後召喚令状等による強制手段の可能性も低い場合には、証拠開示の要請に全く応じないことが得策であるかもしれない。

2. 2 外国企業からの証拠開示

(1) 外国企業への証拠開示請求方法

外国企業が訴訟の当事者である場合は、米国企業と同様に証拠開示請求は米国連邦民事訴訟規則に基づき行われる。しかしながら訴訟の当事者ではない第三者である場合、どのような方法があるのかここに解説する。外国企業が召喚令状の管轄外である場合は、召喚令状により証拠開示を求めることは出来ない。上記のように米国連邦民事訴訟規則により証拠開示請求が出来なくても、外国企業に証拠開示を求めることは場合によっては可能である。その一つが「民事又は商事に関する外国における証拠の収集に関するハーグ条約」(The Hague Convention on the Taking of Evidence Aboard in Civil or Commercial Matters)を用いる方法である。これは、一般にハーグ証拠条約(Hague Evidence Convention)と称されるので、ここでもそのように称する。ハーグ条約では、訴訟に関する条約が複数あるため他のものと混同しないように注意されたい。

もう一つの方法は嘱託書(Letters Rogatory)による証拠開示請求である。どちらの方法にしても外交ルートが関わる手続であり、米国連邦民事訴訟規則に基づく証拠開示方法よりも時間の掛かる証拠開示方法であることに違いない。

(2) ハーグ証拠条約による証拠開示手続

ハーグ証拠条約を用いて外国企業から証拠開

示を求めるには、先ずその外国企業の存在する国がハーグ証拠条約に批准していなくてはならない。日本はこの条約には未批准であるため、ハーグ証拠条約を用いて日本企業より証拠開示を求めることは出来ない。ここで注意が必要であるが、ハーグ証拠条約は別のハーグ条約にある民事訴訟手続に関する条約(Convention on Civil Procedure)とは異なるものである。日本は民事訴訟手続に関するハーグ条約には批准しているので注意されたい。日本と異なり、米国はこの両方のハーグ条約に批准している。

日本はハーグ証拠条約に批准していないのであるから、以下に解説するこの条約を用いた証拠開示手続方法について、日本企業は対象外である。

基本的にハーグ証拠条約では二種類の証拠開示方法を設けている。ハーグ証拠条約第一章は、ある国の裁判所から別の国の担当機関にLetter of Requestと題する証拠開示請求を送ることにより、その国の手続に基づき担当機関が証拠開示請求の送達を行い証拠開示の許可をするものである¹³⁾。証拠開示請求の送達を受けた者は、基本的にその国に適用される証拠開示に基づき証拠開示に応じなくてはならない。これについては、ハーグ証拠条約により明確に取り決められている¹⁴⁾。

ハーグ証拠条約第二章では、ある国の裁判所はその国の領事官により別の国での証拠開示の請求を認めている¹⁵⁾。しかしながら、この第二章による証拠開示請求は、その国が強制執行を認めていない限り強制することは出来ない。多くの国がそのような第二章による強制に同意していないため、実質この方法により証拠開示を求めることは証拠開示を行う側が協力的でない限り困難となる。

先にも述べたが日本企業は、ハーグ証拠条約による証拠開示手続の対象ではないため、ここでこの条約についての詳細や手続とその対応に

については述べないが、米国現地法人が関連した米国訴訟において外国企業から証拠を入手したい場合に、その外国企業の存在する国がハーグ証拠条約に批准しているのであれば、これも一つの証拠開示方法として検討されたい。

(3) 嘱託書の証拠開示手続とその対応

ハーグ証拠条約に未批准の国にある外国企業に証拠開示を求めるためには、他に嘱託書 (Letters Rogatory) と呼ばれる方法がありうる。ハーグ証拠条約に未批准の日本では、米国民事訴訟において第三者であり召喚令状の管轄外の日本の証人から強制的に証拠開示を求めることが出来る唯一の手段は、嘱託書である。

嘱託書の手続はハーグ証拠条約を用いた手続と類似点が多く、基本的な流れは同じである。嘱託書の手続は米国法28 U.S.C. § 1781で定義されている¹⁶⁾。嘱託書は米国国務省を経由する証拠開示手続であり、それには長い時間を要することがある。場合によっては一年近く要することもある。基本的には証拠開示請求を、米国国務省を通じて開示を求める第三者の存在する国に送達し、送達を受けた国の機関が証拠開示請求を受ける者に送達する。日本の場合は最終的には証人の居住する地域の裁判所に送達され、その裁判所より証人へ出頭命令が出される。

嘱託書により外国企業である第三者に証拠開示を求める際には、先ずその企業が存在する国の法律を調べることから始める。米国国務省のウェブサイトにはそれぞれの国の状況につき解説しているので参考にされたい¹⁷⁾。対象国の状況を把握した上で、その国からの証拠開示手続に関する米国法の確認もすべきである。嘱託書による証拠開示手続が可能であり適当であると判断したのであれば、次に嘱託書送達の準備をする。通常、「Request for International Judicial Assistance (Letters Rogatory)」と呼ばれる嘱託書を準備して本件担当の米国裁判所

に嘱託書申請の申立を行う。嘱託書は、証拠開示を請求する証人名、国籍、住所を記載する。そして本件の背景情報を記載し、証人への質問事項をリストする。開示請求をする書類等があればそれもリストするが、日本の場合、民事訴訟での嘱託書による書類の強制開示は認めていないため、開示請求をする書類のリストはしない。嘱託書の準備をした後は、それらを日本語に翻訳する必要がある。全ての書類が整った後に、米国裁判所のサインを伴った嘱託書を米国国務省を通じて送達する。

嘱託書が送達されその国の機関から出頭命令を受けた際には、それに従い連絡のあった日時に出席する。そしてその場で嘱託書にある質問について証言する。日本の場合、嘱託書に記載されている証人が裁判所に呼び出され、裁判官により嘱託書に記載された質問状に対して証言することになる。当然のことながら日本での手続であるため、日本語でのやり取りとなる。筆者の経験では、日本における嘱託書に関する手続は、裁判官の裁量の部分もあり、嘱託書に関する質問状を読み上げ、その証言の録取のみを行う裁判官もいれば、追加質問等を許可する裁判官もいるようである。そしてそこで録取された証言は、英語に翻訳され、米国訴訟において証拠となりうるわけである。

(4) 嘱託書に関する戦略

嘱託書により第三者より証拠開示を求める際には、いくつか注意すべき点がある。先にも述べたように、先ず、その証人の居住する国において嘱託書での証拠開示が可能か否か、どのような証拠開示方法が認められているのか、またどのような手続になるのかについて把握する必要がある。日本の場合は、証人に対する質問のみが許可されているが、その際、質問の作成は入念に行うべきである。また、その日本語訳への注意も怠ってはならない。日本における嘱託

書での証拠開示手続は日本語で行われ、日本の裁判官は基本的に嘱託書に記載されている質問を読み上げる形式で証人に質問するので、質問の日本語訳は重要なものとなる。それゆえ質問は、可能なかぎり明確で簡潔に書かれていることが望ましい。多くの場合、本件訴訟の代理人であれば日本における嘱託書手続の傍聴は許されるであろう。場合によっては、限定的ではあるが追加の質問をする機会も与えられるかもしれない。日本における嘱託書手続には、日本の裁判官による裁量による部分もある。

また、嘱託書による証拠開示手続には長い時間を要することがあるため、この手続が必要な場合は、なるべく早い段階で開始したいところである。米国訴訟の終盤の段階で嘱託書手続を開始すると、証言を入手する前に米国訴訟が結審してしまうかもしれないので注意されたい。

次に、嘱託書を受理した場合はどのように対応すべきかについて解説する。嘱託書を受理した場合、先ず、誰に何を求められているのか確認をする。日本の場合では、リストされた質問に対して証言するために裁判所への出頭を求められることになる。何処まで詳細に証言する必要があるかなど具体的な点についてのルールはないが、基本的に質問に可能な限り正確に証言することが求められる。質問に対して正確に証言するために資料等が必要な場合は、持参することも可能かもしれないが、その際、証言の際に必要な資料の提出を求められることもある。

このような嘱託書を受理した場合、法的のみならずビジネス上の考慮も必要であるため、やはり自らの代理人にコンタクトすることを勧める。嘱託書が請求された米国本件訴訟の背景を理解した上で、質問に正確に証言するためにどのような準備が必要なのか代理人と相談してから、証言に臨まれたい。

3. おわりに

米国民事訴訟において、訴訟当事者ではない第三者より証拠開示を求める様々な手段がある。ビジネスのグローバル化に伴い、米国訴訟当事者でなくても労力や費用のかかる証拠開示請求を受けることが今後もあるであろう。その際、以上述べたような点に留意して対応戦略を立てられたい。また、米国訴訟において当事者である場合においても、第三者への証拠開示請求を訴訟戦略の一部として考えることをお勧めする。

注 記

- 1) Fed. Rule Civ. P. 30 : "Deposition by Oral Examination."
- 2) Fed. Rule Civ. P. 33 : "Interrogatories to Parties."
- 3) Fed. Rule Civ. P. 34 : "Producing Documents, Electronically Stored Information, and Tangible Things, or Entering onto Land, for Inspection and Other Purposes." この条文では、開示対象となる書類を "party's possession, custody, or control" 下にあるものとしている。
- 4) Fed. Rule Civ. P. 45 : "Subpoena"
- 5) Fed. Rule Civ. P. 45 (e) : "The issuing court may hold in contempt a person who, having been served, fails without adequate excuse to obey the subpoena. A nonparty's failure to obey must be excused if the subpoena purports to require the nonparty to attend or produce at a place outside the limits of Rule 45(c)(3)(A)(ii) ."
- 6) Fed. Rule Civ. P. 26(b)(1) : "the discovery appears reasonably calculated to lead to the discovery of admissible evidence."
- 7) Fed. Rule Civ. P. 45(c)(1) : "A party or an attorney responsible for the issuance and service of a subpoena shall take reasonable steps to avoid imposing undue burden or expense on a person subject to that subpoena."
- 8) Fed. Rule Civ. P. 45(a)(2) : "A subpoena must issue as follows:
(A) for attendance at a hearing or trial, from

- the court for the district where the hearing or trial is to be held;
- (B) for attendance at a deposition, from the court for the district where the deposition is to be taken; and
- (C) for production or inspection, if separate from a subpoena commanding a person's attendance, from the court for the district where the production or inspection is to be made.”
- 9) Fed. Rule Civ. P. 45(b) (2) : “Subject to Rule 45 (c) (3) (A) (ii) , a subpoena may be served at any place:
- (A) within the district of the issuing court;
- (B) outside that district but within 100 miles of the place specified for the deposition, hearing, trial, production, or inspection;
- (C) within the state of the issuing court if a state statute or court rule allows service at that place of a subpoena issued by a state court of general jurisdiction sitting in the place specified for the deposition, hearing, trial, production, or inspection; or
- (D) that the court authorizes on motion and for good cause, if a federal statute so provides.”
- 10) 19 C.F.R. 201.32.
- 11) 19 C.F.R. 201.32(a) (2) : “An application for issuance of a subpoena... shall be made in writing to the administrative law judge and shall specify the material to be produced as precisely as possible, showing the general relevancy of the material and the reasonableness of the scope of the subpoena.”
- 12) Fed. Rule Civ. P. 45(c) (3) : “When Required. On timely motion, the issuing court must quash or modify a subpoena that:
- (i) fails to allow a reasonable time to comply;
- (ii) requires a person who is neither a party nor a party's officer to travel more than 100 miles from where that person resides, is employed, or regularly transacts business in person — except that, subject to Rule 45(c) (3) (B) (iii), the person may be commanded to attend a trial by traveling from any such place within the state where the trial is held;
- (iii) requires disclosure of privileged or other protected matter, if no exception or waiver applies; or
- (iv) subjects a person to undue burden...”
- 13) Hague Evidence Convention, Chapter I, Article 1: “In civil or commercial matters a judicial authority of a Contracting State may, in accordance with the provisions of the law of that State, request the competent authority of another Contracting State, by means of a Letter of Request, to obtain evidence, or to perform some other judicial act. A Letter shall not be used to obtain evidence which is not intended for use in judicial proceedings, commenced or contemplated. The expression “other judicial act” does not cover the service of judicial documents or the issuance of any process by which judgments or orders are executed or enforced, or orders for provisional or protective measures.”
- 14) Hague Evidence Convention, Chapter I, Article 10 : “In executing a Letter of Request the requested authority shall apply the appropriate measures of compulsion in the instances and to the same extent as are provided by its internal law for the execution of orders issued by the authorities of its own country or of requests made by parties in internal proceedings.”
- 15) Hague Evidence Convention, Chapter II, Article 15 : “In a civil or commercial matter, a diplomatic officer or consular agent of a Contracting State may, in the territory of another Contracting State and within the area where he exercises his functions, take the evidence without compulsion of nationals of a State which he represents in aid of proceedings commenced in the courts of a State which he represents. A Contracting State may declare that evidence may be taken by a diplomatic officer or consular agent only if permission to that effect is given upon application made by him or on his behalf to the appropriate authority designated by the declaring State.”
- 16) 28 U.S.C. § 1781 : Transmittal of letter rogatory or request

(a) The Department of State has power, directly, or through suitable channels—

(1) to receive a letter rogatory issued, or request made, by a foreign or international tribunal, to transmit it to the tribunal, officer, or agency in the United States to whom it is addressed, and to receive and return it after execution; and

(2) to receive a letter rogatory issued, or request made, by a tribunal in the United States, to transmit it to the foreign or international tribunal, officer, or agency to whom it is addressed, and to receive and return it after execution.

(b) This section does not preclude—

(1) the transmittal of a letter rogatory or request directly from a foreign or international tribunal to the tribunal, officer, or agency in the United States to whom it is addressed and its return in the same manner; or

(2) the transmittal of a letter rogatory or request directly from a tribunal in the United States to the foreign or international tribunal, officer, or agency to whom it is addressed and its return in the same manner.

17) http://travel.state.gov/law/judicial/judicial_2510.html (参照日：2011年11月8日)

(原稿受領日 2011年11月8日)

